

岡山県女性活躍推進等就業環境整備支援事業募集要項

1. 事業の概要

中小企業等における女性の就業、就業継続及び職域拡大を図るため、中小企業等が行う女性が働きやすい職場環境整備に要する経費の一部を補助します。

2. 補助対象者

(1) 補助対象となる事業者

中小企業支援法第2条第1項に規定する中小企業者（個人事業主を含む。）で、岡山県内に事業所等を有するもの。

①女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第8条第1項に規定する『一般事業主行動計画』を策定し、女性の就業継続・職域拡大等に関する目標を定めること。

※ 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第12条に規定する『一般事業主行動計画』ではありません。

※ 女性活躍推進法特集ページ：<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>

② ①により策定した『一般事業主行動計画』について、常時雇用する労働者が100人以下の事業所においても公表することが望ましい。

③補助事業が完了した後に、本事業の成果について岡山県より公表を依頼した場合は協力すること。

(2) 補助対象とならない事業者

①令和7年4月1日以降に創業又は開業した中小企業者

②発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者

③発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者

④大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

⑤岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）に規定する暴力団又は暴力団員等

⑥県税に未納がある者

⑦風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業及びこれに類する事業を行っている者

⑧財団法人、社団法人、医療法人、宗教法人、NPO法人、学校法人、農事組合法人、社会福祉法人、生活協同組合、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、任意団体等中小企業基本法に規定する中小企業者でない者

⑨『岡山県女性活躍推進等就業環境整備支援モデル事業補助金』の交付決定を受けた事業者

3. 補助対象の要件

(1) 補助対象となる経費

女性が働きやすい職場環境づくりに資する下記の施設の整備に要する経費を補助します。

①女性が働きやすい職場環境づくりに資する女性専用施設（トイレ、更衣室、シャワー室）の新設、増設、改修及びそれに伴う備品の購入に要する経費

②職場のコミュニケーションが活性化し、女性が働きやすい職場環境づくりに資する休憩室の新設及びそれに伴う備品の購入に要する経費

③その他、女性の就業環境改善に資する施設・設備で知事が認めるもの

(2)補助対象とならない経費

- ①古くなった施設等の単なる更新
- ②従業員だけでなく、顧客や施設利用者も使用することが想定されるもの
- ③事務所新設に伴う工事
- ④建物賃貸借契約等により借りている施設の改修
- ⑤建物賃貸借契約等により他者に貸し出している自社建物（申請企業以外の従業員が使用する施設）の改修
- ⑥自社における工事や材料調達
- ⑦業務上使用するもの（パソコン・電話・プロジェクターなど）。
- ⑧機能が過剰と判断されるものや必要以上に華美なもの（高性能な機能付きエアコン、高級家具類など）
- ⑨申請する補助対象経費について、国等の助成金等の支給を受けて（受けようとして）いないこと
- ⑩公租公課
- ⑪保険料
- ⑫支払利息及び遅延損害金
- ⑬上記の他、公的な資金の用途として社会通念上不適切と認められる経費

(3)その他共通事項

- ・補助対象経費には、消費税及び地方消費税並びに振込手数料は含みません。
- ・補助対象経費に該当するものであっても、選定により減額査定することがあります。

4. 事業の実施期間

交付決定日から令和7年12月31日（水）まで（期限までに納入・支払の完了しないものは対象となりません。）となります。

5. 補助率等

補助対象事業の内容	補助率	補助限度額
女性が働きやすい職場環境づくりに資する施設の整備に要する経費	2/3 以内	上限：2,000 千円 下限： 300 千円

※ 申請は1事業者1回限りとなります。

※ 応募審査時に対象外経費が発生し、補助金額が下限を下回った場合、補助対象外となります。

6. 補助事業者の選定

交付申請のあったものについて、その内容を確認のうえ、内容に不備の無いものから先着順で受付し、補助事業者の候補を選定します。

なお、予算の額に達したときをもって、交付申請の受付を停止します。

また、受付後の内容確認で「女性が働きやすい職場環境づくりに資する」取組み内容でないことが判明した場合には、不採択となることがあります。

7. 申請手続き

(1)受付期間

令和7年5月26日（月）10時から6月20日（金）17時まで。

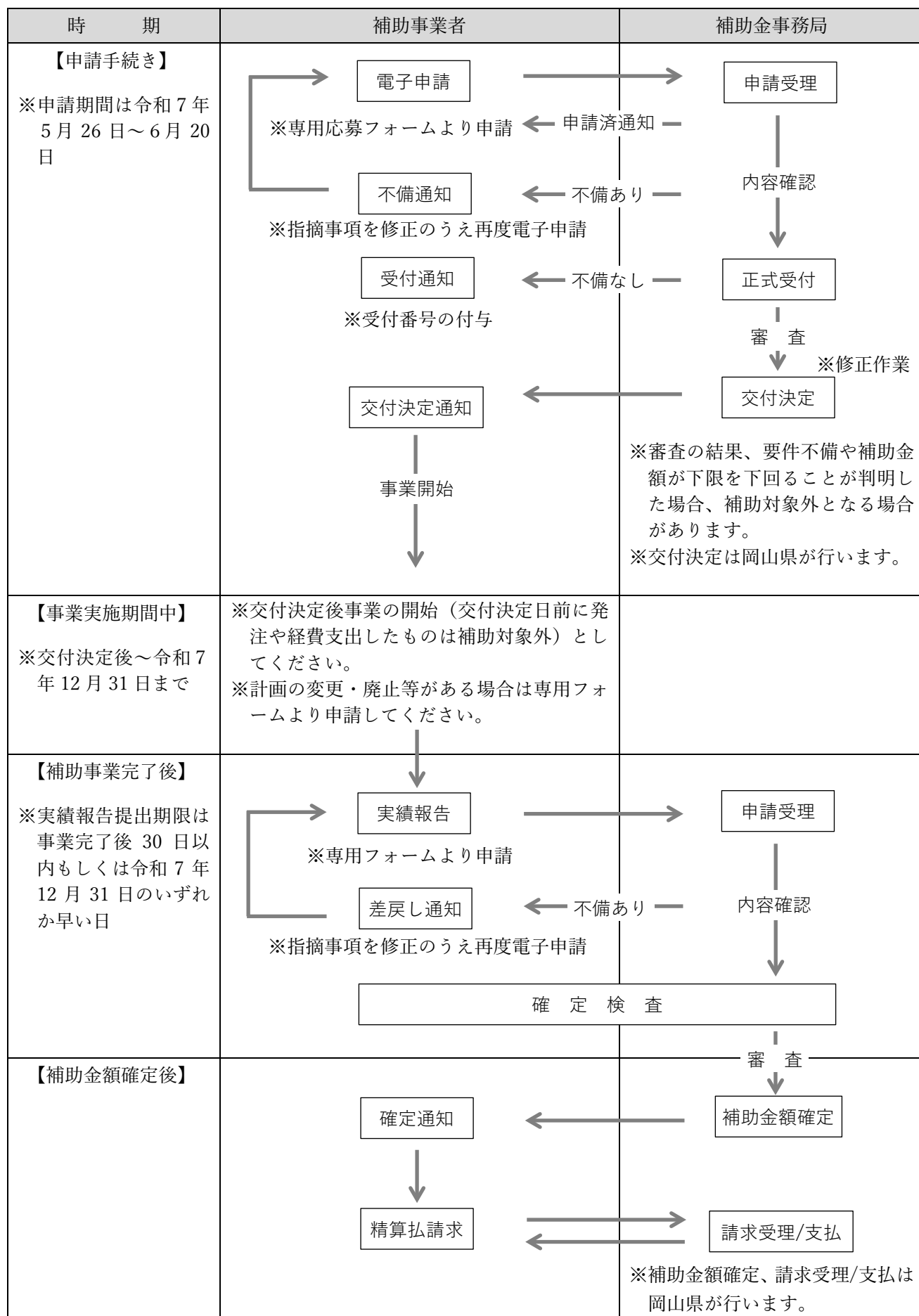
但し、予算に達した場合、早めに終了する場合があります。

(2)提出書類

以下の書類をすべてそろえたうえで、岡山県女性活躍推進等就業環境整備支援事業総合サイト (<https://www.okachu.or.jp/katsuyaku/>) にリンクが設置された専用応募フォームより申請して下さい。

- ①交付申請書【岡山県女性活躍推進等就業環境整備支援事業補助金交付要綱第1－1号様式】
- ②誓約書【岡山県女性活躍推進等就業環境整備支援事業補助金交付要綱第1－2号様式】
- ③事業計画書及び収支予算書【岡山県女性活躍推進等就業環境整備支援事業補助金交付要綱第1－1号様式別紙1、別紙2】
- ④『一般事業主行動計画』を策定し、労働局に届出を行った控え（労働局の受付印のあるもの）
- ⑤当該事業を実施する場所の位置図（敷地内の建物位置図、建物平面図）
- ⑥新設、増設、改修又は購入前の事業所の写真（改修等の前後状況の分かるもの）
- ⑦整備内容がわかる書類（施設・設備の構造・仕様等を示した図面・カタログ等）
- ⑧施設整備等に対応する見積書（その施設整備等の仕様、価格、納期等概要が記載されたもの）
及び同一条件の相見積書もしくは業者選定理由書（見積書は岡山県内に本社を置く事業者から徴取すること）
- ⑨会社案内又は会社概要（資本金及び従業員規模がわかるもの）
「会社案内又は会社概要」には直近1期分の決算書の写しを添付すること。
（法人の場合）表紙・貸借対照表・損益計算書・販売費及び一般管理費内訳書・製造原価報告書又は完成工事原価報告書・株主資本等変動計算書・個別注記表
（個人事業主の場合）青色申告決算書（表紙兼損益計算書・月別売上・貸借対照表）
*個人事業主で青色申告決算書が提出できない場合は、直近の確定申告書別表1
*直近1期分の決算書の提出ができないものは、法人の場合は、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）の写し、個人事業主の場合は、開業届の写し（税務署の受付印があるもの）
- ⑩応募内容セルフチェックリスト
- ⑪その他参考となる資料

8. 補助金に係る事務手続き



【補助金交付申請の手続き】

(1)交付申請書類の提出

「6. 申請」に記載の必要書類を準備し、岡山県女性活躍推進等就業環境整備支援事業総合サイト (<https://www.okachu.or.jp/katsuyaku/>) にリンクが設置された専用応募フォームより申請していただきます。

提出書類に不備がある場合には、受付できませんので、必要書類が揃っているかチェックリストで確認した上で、申請してください。

不備があり受付できないと、補助事業者の選定において先着とみなされず、再申請時には予算額に達して、受付できない場合もありますのでご注意ください。

なお、申請後の書類記載事項についての連絡のため、添付ファイルが受け取れるメールアドレスの記載が必須となります。

(2)選定方法

「6. 補助事業者の選定」に基づき選定を行います。

(3)補助金交付決定通知書の送付

受付完了後、岡山県から補助金交付決定通知書を送付します。

【補助事業終了の手続き】

(1)補助事業の終了

補助事業者は、補助事業について令和7年12月31日までに終了する必要があります。

(2)実績報告書の提出

補助事業が完了したときは、その日から起算して30日経過した日又は令和7年12月31日(水)のいずれか早い日までに実績報告書を事務局へ提出していただきます。

(3)補助事業の確定検査

実績報告書の内容を事務局で審査した上で、必要に応じて事業所等を訪問し、責任者の立会いのもと、補助事業が適正に実施されているか確認を行います。

(4)補助金額の確定

完了検査等により補助事業が適正に実施されていると確認された後、岡山県において交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者へ補助金確定通知書を送付します。

(5)請求書の提出

補助金確定通知書を受領後、岡山県へ補助金の請求書を提出していただきます。

(6)補助金の支払

補助金の請求書を受領後、岡山県から補助事業者に対して口座振込で補助金を支払います。なお、補助金の支払いは補助事業完了後の精算払いです。

9. その他留意事項

- (1)この補助金は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の適用を受けます。証拠書類（請求書、契約書、領収書等）は、事業完了後も交付年度終了後5年間は保存する必要があります。
また、会計検査院による検査が行われる際は、必要な書類の作成、現地調査等の対応が求められる場合があります。
- (2)補助事業者は、補助金により取得し、又は効用が増した財産について、固定資産に計上するなど適切に管理し、補助事業の完了後も、補助金支給の目的に従いその効率的運用を図らなければなりません。
- (3)補助事業で整備した施設等を処分制限期間（法定耐用年数）内に処分する際には、事前に財産処分の承認が必要です。
処分とは、補助金で復旧や取得した施設等を補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊すことを言いますので、処分する際には、必ず事前に連絡をいただき、事務局の指示に従ってください。

10. お問い合わせ先

岡山県中小企業団体中央会 女性活躍推進等就業環境整備支援事業受付係

TEL：086-224-2245（平日：9:00～12:00、13:00～17:00）

Mail：katsuyaku@okachu.or.jp

URL：<https://www.okachu.or.jp/katsuyaku/>

※参考 ～補助対象となる経費～

(1) 共通事項

補助対象	補助対象外
・原則、設置工事を伴うもの ・備品は、本事業の新增設、改修に伴って、各施設に常設して使用するために購入するもの ・整備後、女性専用施設は「女性専用」、休憩室は「休憩室」であることが分かるように明示できるもの ・数量は、必要最低限とする ・工事を行う建物は、補助金申請事業主が所有する物件であること	・古くなった施設等の単なる更新 ・従業員だけでなく、顧客や施設利用者も使用することが想定されるもの ・事務所新設に伴う工事 ・建物賃貸借契約等により借りている施設の改修 ・建物賃貸借契約等により他者に貸し出している自社建物（申請企業以外の従業員が使用する施設）の改修 ・自社における工事や材料調達 ・業務上使用するもの（パソコン・電話・プロジェクターなど） ・機能が過剰と判断されるものや必要以上に華美なもの（高性能な機能付きエアコン、高級家具類など） ・申請する補助対象経費について、国等の助成金等の支給を受けて（受けようとして）いないこと

(2) 個別事項

区 分	補助対象	補助対象外
女性専用 トイレの 新增設、改修	・一つの男女兼用トイレを分割する場合 ⇒完全に分離するための壁の設置 ・女性専用トイレを新增設する場合 ⇒便座等一式、壁やドアの設置など ・女性専用トイレを改修する場合、新たな機能の追加に伴う下記の改修が対象 ⇒和式トイレから洋式トイレへの改修 ⇒洗浄機能付き便座への変更 ⇒洗面台、疑似流水音装置 など	・男女兼用トイレの個室の和式から洋式への改修 ・古くなったトイレ設備の更新
女性専用 更衣室の 新增設、改修	・一つの男女兼用の更衣室を分割する場合、女性側に新たに設置する以下のものが対象 ⇒ロッカー、パーティション、扉など ・休憩室を兼用する場合 ⇒「休憩室」への補助対象となっているもの	・下記「休憩室」への補助対象において対象外となっているもの
女性専用 シャワー室の 新增設、改修	・脱衣所を有するもの	・シャワールームのみで脱衣所がないもの
コミュニケー ション活性化 のための 休憩室の新設	・休憩、飲食をするための設備工事費用 ⇒簡易キッチン（コンロ、給排水工事）、洗面台、空調設備など ・休憩、飲食をするための備品購入費用 ⇒椅子、テーブル、照明器具、エアコン など	・可動式パーティションで部屋の一角を仕切る工事 ・キッチン用品、家電（テレビ、冷蔵庫、空気洗浄機、レンジ、ポットなど） ・ベッド、布団など（労働安全衛生規則及び事務所衛生基準規則で義務付けられている休養室のための備品） ・娯楽、嗜好品、消耗品（お茶、コーヒーなど） ・応接セット、収納棚 など
その他	・知事が認めるもの（女性専用施設に限る）	